

不在者財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用

法務省資料

所在者不明等の土地の処理において、不在者財産管理制度・相続財産管理制度の利用が増加する見込み

家庭裁判所における財産管理人選任手続の適切かつ迅速な処理が必要

家庭裁判所は、申立てにより、

- ・ 住所又は居所を去って、いわゆる所在不明となった者がいる場合には**不在者財産管理人**(民法第25条以下)
- ・ 相続人のあることが明らかでない場合には**相続財産管理人**(民法第951条以下)を選任することができる。

財産管理人選任手続における現状：申立てから選任まで**おおむね1か月程度**
(※ 申立時に必要な資料がそろっていることが前提)

<財産管理人選任手続における主な課題>

申立書・添付書類の充実

財産管理人候補者の確保

最高裁判所事務総局に以下の点を要請

- 申立人となる自治体に対し、財産管理制度の運用状況の周知
- 自治体における申立てガイドライン作成への協力

関係団体に以下の点を要請

- 円滑な財産管理制度の運用に向けて、自治体と専門職が所属する地域の関係団体(弁護士会、司法書士会等)との連携を強化
- 自治体における申立てガイドライン作成への協力